

別紙 1 (諮問第 3 6 号)

公文書	審査会の判断	実施機関の決定	
		開示しない部分	開示しない理由
平成 1 6 年度宅地造成等規制法 調査事務処理一件(新宮建設部) (東牟婁郡 のものに限る)			
電話問合わせ記録 平成 16 年 11 月 26 日	開示 ただし、次の項目を除く ・造成工事場所にあった施設の 名称 ・「相手方」欄の相手方の名称 ・個人名	<ul style="list-style-type: none"> ・「用件」欄中、当該造成工事 場所が特定できる記述 ・「相手方」欄中、相手方の名 ・(内容) 欄中の個人名 	<p>条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であっ て、特定の個人を識別す ることができるもの(他の情 報と照合することにより、 特定の個人を識別するこ とができることとなるもの を含む。) であるため。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・「相手方」欄中、相手方の名 	<p>条例第 7 条第 3 号ア該当 法人等に関する情報であ って、公にすることによ り当該法人等の権利、競 争上の地位その他正当な 利益を害するおそれがあ るため。</p>
宅地造成に係る報告につ いて (H16.11.11 起案)	実施機関の決定のとおり	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の住所及び氏名 ・字名及び地番 	<p>条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であっ て、特定の個人を識別す ることができるものである ため。</p>
報告書	開示 ただし、次の項目を除く ・造成工事場所の字名及び地 番 ・造成工事場所にあった施設 の利用形態 ・個人の住所、氏名及び個人 印の印影	全部	<p>条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であっ て、特定の個人を識別す ることができるものである ため。</p>
宅地造成に係る報告につ いて(都政第 386 号)(写し)	実施機関の決定のとおり	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の住所及び氏名 ・字名及び地番 	<p>条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であっ て、特定の個人を識別す ることができるものである ため。</p>
報告書	開示 ただし、次の項目を除く ・造成工事場所の字名及び地 番 ・造成工事場所にあった施設 の利用形態 ・個人の住所、氏名及び個人 印の印影	全部	<p>条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であっ て、特定の個人を識別す ることができるものである ため。</p>
F A X 送信票	開示	職員の e-mail アドレス	<p>条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であっ て、公務員である当該職 務の遂行に係る情報に含 まれないものであるため。</p>
	開示	・当該造成工事場所が特定でき	<p>条例第 7 条第 2 号該当</p>

	ただし、次の項目を除く ・造成工事場所にあった施設の名称	る記述	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。
状況写真の送付文（平成 16 年 10 月 6 日付け）	開示 ただし、次の項目を除く ・造成工事場所にあった施設の名称	・当該造成工事場所が特定できる記述	条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。
写真	開示	・全部	条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。
催告書に対する回答文（都政第 297 号）(H16.9.15)	実施機関の決定のとおり	・個人の住所及び氏名 ・字名及び地番	条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
催告書	開示 ただし、次の項目を除く ・造成工事場所の字名及び地番 ・造成工事場所にあった施設の利用形態 ・個人の住所、氏名及び個人印の印影	全部	条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
ファクシミリ送信表（H16.9.14）	開示 ただし、次の項目を除く ・造成工事場所にあった施設の名称	・当該造成工事場所が特定できる記述	条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。
経過記録（H16.8.13～）	開示 ただし、次の項目を除く ・造成工事場所付近の地名 ・造成工事場所にあった施設の利用形態及び名称 ・切り取り施工業者の名称及び電話番号 ・解体届けの申請業者の名称 ・個人の氏名及び電話番号	<ul style="list-style-type: none"> ・当該造成工事場所が特定できる記述 ・業者所在地 ・施行業者名及び電話番号 ・申請業者名及び所在地 ・オーナーの氏名、職業、電話番号及び所在地 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・業者所在地 ・施行業者名及び電話番号 ・申請業者名及び所在地 	<p>条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>条例第 7 条第 3 号ア該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。</p>
経過記録（H16.8.13～）	開示 ただし、次の項目を除く	・当該造成工事場所が特定できる記述	条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であって

	<ul style="list-style-type: none"> ・造成工事場所付近の地名 ・造成工事場所にあった施設の利用形態及び名称 ・切り取り施工業者の名称及び電話番号 ・解体届けの申請業者の名称 ・個人の氏名及び電話番号 ・物件撤去施工業者の名称 ・設計事務所の名称、代表者氏名、郵便番号、住所、電話番号及びファクシミリ番号 	<ul style="list-style-type: none"> ・業者所在地 ・施行業者名及び電話番号 ・申請業者名及び所在地 ・オーナーの氏名、職業、電話番号及び所在地 ・設計事務所名、代表者名、郵便番号、所在地、電話番号及びファックス番号 	<p>て、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・業者所在地 ・施行業者名及び電話番号 ・申請業者名及び所在地 ・設計事務所名、代表者名、郵便番号、所在地、電話番号及びファックス番号 	<p>条例第7条第3号ア該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。</p>
ファクシミリ送信表 (H16.9.7)	<p>開示 ただし、次の項目を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・造成工事場所にあった施設の名称 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該造成工事場所が特定できる記述 	<p>条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。</p>
名刺（写し）	実施機関の決定のとおり	全て	<p>条例第7条第3号ア該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。</p>
ファクシミリ送信表 (H16.8.24)			
違反等調査報告書	<p>実施機関の決定のとおり ただし、『「工事施行者住所氏名」の郵便番号、所在地、業者名及び電話番号』及び『「工事監理者住所氏名」の郵便番号、所在地、業者名及び電話番号』は、条例第7条第2号には該当せず、第3号アのみに該当し、非開示 なお、工事施行者及び工事監理者の代表者氏名については、条例第7条第3号アに該当し、非開示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「違反場所」中、字名、地番及び地目 ・「事業主住所氏名」の住所、氏名及び電話番号 ・「工事施行者住所氏名」の郵便番号、所在地、業者名及び電話番号 ・「工事監理者住所氏名」の郵便番号、所在地、業者名及び電話番号 	<p>条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・「工事施行者住所氏名」の郵便番号、所在地、業者名及び電話番号 ・「工事監理者住所氏名」の郵便番号、所在地、業者名及び電話番号 	<p>条例第7条第3号ア該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。</p>
経過記録 (H16.8.13 ~)	<p>開示 ただし、次の項目を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・造成工事場所付近の地名 ・造成工事場所にあった施設の利用形態及び名称 ・切り取り施工業者の名称及び電話番号 ・解体届けの申請業者の名称 ・個人の氏名及び電話番号 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該造成工事場所が特定できる記述 ・業者所在地 ・施行業者名及び電話番号 ・申請業者名及び所在地 ・オーナーの氏名、職業、電話番号及び所在地 	<p>条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・業者所在地 ・施行業者名及び電話番号 ・申請業者名及び所在地 	<p>条例第7条第3号ア該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を</p>

			害するおそれがあるものであるため。
ファクシミリ送信表（訂正） （H16.8.24）			
違反等調査報告書	実施機関の決定のとおり ただし、『「工事施行者住所氏名」の郵便番号、所在地、業者名及び電話番号』及び『「工事監理者住所氏名」の郵便番号、所在地、業者名及び電話番号』は、条例第7条第2号には該当せず、第3号アのみに該当し、非開示 なお、工事施行者及び工事監理者の代表者氏名については、条例第7条第3号アに該当し、非開示	<ul style="list-style-type: none"> ・「違反場所」中、字名、地番及び地目 ・「事業主住所氏名」の住所、氏名及び電話番号 ・「工事施行者住所氏名」の郵便番号、所在地、業者名及び電話番号 ・「工事監理者住所氏名」の郵便番号、所在地、業者名及び電話番号 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・「工事施行者住所氏名」の郵便番号、所在地、業者名及び電話番号 ・「工事監理者住所氏名」の郵便番号、所在地、業者名及び電話番号 	<p>条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。</p> <hr/> <p>条例第7条第3号ア該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。</p>
写真	開示	全て	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。
図面	開示	全て	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。
ファクシミリ送信表 （H16.8.19）			
造成地資料	開示 ただし、次の項目を除く <ul style="list-style-type: none"> ・造成工事場所にあった施設の名称 ・個人の住所、氏名 ・造成工事場所の字名、地番及び地目 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該造成工事場所が特定できる記述 ・所有者の住所及び氏名 ・字、地番、地目及び公簿面積 	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。
公函（写し）	実施機関の決定のとおり	全て	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。
経過記録（H16.8.18～）	開示 ただし、次の項目を除く <ul style="list-style-type: none"> ・造成工事場所にあった施設の名称 ・個人の氏名及び電話番号 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該造成工事場所が特定できる記述 ・オーナーの氏名、職業及び電話番号 	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別すること

			ができることとなるものを 含む。)であるため。
見取図	開示	・当該造成工事場所が特定できる記述	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため。
現場写真	開示	全て	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため。
H16.8.19 付 土地の公図、謄本の調査に係る文書	実施機関の決定のとおり	・字名及び地番	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため。
公図(写し)	実施機関の決定のとおり	全て	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため。
土地の登記簿謄本(写し)	実施機関の決定のとおり	全て	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
経過記録(H16.8.13～)	開示 ただし、次の項目を除く ・造成工事場所付近の地名 ・造成工事場所にあった施設の利用形態 ・切り取り施工業者の名称及び電話番号 ・解体届けの申請業者の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・当該造成工事場所が特定できる記述 ・業者所在地 ・施行業者名及び電話番号 ・申請業者名及び所在地 ・オーナーの職業 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・業者所在地 ・施行業者名及び電話番号 ・申請業者名及び所在地 	<p>条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため。</p> <hr/> <p>条例第7条第3号ア該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。</p>
現場写真	開示	全て	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため。

住宅地図	実施機関の決定のとおり	全て	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
ファクシミリ送信表 (H16.8.16)	開示 ただし、次の項目を除く ・造成工事場所にあった施設の名称	・当該造成工事場所が特定できる記述	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため。
届出書	開示 ただし、次の項目を除く ・ファクシミリ送信者名及びファクシミリ番号 ・届出者の名称、代表者氏名、代表者印の印影、電話番号、郵便番号及び住所 ・解体する施設の名称 ・工事場所のうち字名及び地番 ・建築物の用途 ・元請業者の名称、代表者氏名、電話番号、郵便番号及び住所 ・建設業許可番号 ・主任技術者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ファックス送信者名及びファックス番号 ・届出者の名称、代表者名、印影、電話番号、郵便番号及び所在地 ・工事の名称 ・工事場所のうち字名及び地番 ・建築物の用途、階数及び工事対象面積 ・元請業者の名称、代表者名、電話番号、郵便番号及び所在地 ・建設業許可番号 ・主任技術者名 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・ファックス送信者名及びファックス番号 ・届出者の名称、代表者名、印影、電話番号、郵便番号及び所在地 ・元請業者の名称、代表者名、電話番号、郵便番号及び所在地 ・建設業許可番号 ・主任技術者名 	<p>条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>条例第7条第3号ア該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。</p>
図面	実施機関の決定のとおり	全て	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため。
住宅地図	実施機関の決定のとおり	全て	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
写真	開示	全て	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため。

別紙 2 (諮問第 3 6 号)

公文書	審査会の判断	実施機関の決定	
		開示しない部分	開示しない理由
平成 1 6 年度 建築物に対する 指導伺い等一件 (新宮建設部) (東牟婁郡 のものに限る)			
建築物に対する指導について (伺い)(平成 1 6 年 1 0 月 2 5 日起案)	実施機関の決定のとおり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築主の住所、氏名 ・ 建築物所在地の内字名以下の 地名及び番地 	条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) であるため。
郵便物配達証明書	開示 ただし、次の項目を除く ・ 個人の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受取人の氏名 ・ 郵便物の引受番号 ・ 配達先郵便局の郵便番号及び 名称 	条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) であるため。
書留追跡	開示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵便局の引受番号 ・ 配達先郵便局の郵便局名、郵便 番号及び県名等 	条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) であるため。
建築基準法第 1 2 条 3 項の 規定に基づく工事の施工状 況の報告の催促について (案)	実施機関の決定のとおり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築主の住所、氏名 ・ 建築物所在地の内字名以下の 地名及び地番 	条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) であるため。
建築基準法第 1 2 条 3 項の 規定に基づく工事の施工状 況の報告の催促について (写)	実施機関の決定のとおり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築主の住所、氏名 ・ 建築物所在地の内字名以下の 地名及び地番 	条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) であるため。
経過 1 枚目	開示 ただし、次の項目を除く ・ 個人の住所及び氏名 ・ 工事施工者の名称 ・ 設計事務所の名称及び所長 名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事施工者の名称 ・ 代理人の設計事務所名 	条例第 7 条第 3 号該当 法人等に関する情報であつて、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事施工者の名称 ・ 建築主の氏名及び住所 ・ 代理人の設計事務所名及び所 	条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であつて、特定の個人を識別する

		<ul style="list-style-type: none"> 長名 配達証明引受番号 	<p>ことができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。</p>
書留追跡	開示	<ul style="list-style-type: none"> 郵便物の引受番号 配達先郵便局の郵便局名、郵便番号及び県名等 	<p>条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。</p>
F A X 送信用紙	実施機関の決定のとおり	<ul style="list-style-type: none"> 督促先の個人名 	<p>条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。</p>
宅地造成に係る報告の催促について（写）	実施機関の決定のとおり	<ul style="list-style-type: none"> 造成主の住所、氏名 造成地の内字名以下の地名及び地番 	<p>条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。</p>
建築物に対する指導について（伺い）（平成16年9月8日起案）	実施機関の決定のとおり	<ul style="list-style-type: none"> 建築主の住所、氏名 建築物所在地の内字名以下の地名 	<p>条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。</p>
建築基準法第12条3項の規定による工事の施工状況の報告を求める通知（案）	実施機関の決定のとおり	<ul style="list-style-type: none"> 建築主の住所、氏名 建築物所在地の内字名以下の地名 	<p>条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。</p>
経過	<p>実施機関の決定のとおり ただし、「工事施工者の名称」及び「代理人の設計事務所名」は、条例第7条第2号には該当せず、第3号アのみに該当し、非開示 また、「代理人の設計事務所の所長名」は、条例第7条第2号には該当せず、第3号アに該当し、非開示 なお、配達証明引受番号については、公文書に記載されていない</p>	<ul style="list-style-type: none"> 工事施工者の名称 代理人の設計事務所名 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 工事施工者の名称 建築主の氏名及び住所 代理人の設計事務所名及び所長名 配達証明引受番号 	<p>条例第7条第3号該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。</p> <hr/> <p>条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。</p>
現場写真	開示	<ul style="list-style-type: none"> 全部 	<p>条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、</p>

			特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) であるため。
--	--	--	-------------------------------------